

参考資料 3

林業普及指導事業の今後の在り方 に関する研究会報告書

平成 12 年 3 月

林業普及指導事業の今後の在り方に関する研究会報告書
「新たな普及事業の展開方向について」

はじめに

- 1 普及事業の基本的役割
- 2 普及事業をめぐる状況と見直しの必要性
- 3 普及事業の展開の基本的方向
 - (1) 森林の管理・経営を担う林業者の育成
 - (2) 多様な機能の発揮に向けた森林整備
 - (3) 国民等の理解と協力の体制づくりへの支援
- 4 基本的方向に沿った見直しの具体的方策
 - (1) 取り組むべき課題及び対象者の重点化
 - ア 取り組むべき課題
 - イ 課題に対応した普及活動の対象者及び普及活動内容
 - (ア) 地域の森林の管理・経営のまとめ役となるリーダーの育成支援
 - (イ) 林業経営者及びその後継者等の育成・支援
 - (ウ) 林業経営への参画の促進
 - (エ) 森林・林業教育の効果的な推進
 - (オ) 市町村等を通じた森林整備の促進
 - (2) 活動の高度化及び効率化のための方法及び体制の見直し
 - ア 方法の見直し
 - (ア) 個別指導等の拡充
 - (イ) 情報提供・交換機能の強化
 - (ウ) コーディネーターとしての支援の推進
 - (エ) 新たな分野の要請に対応した活動の充実
 - イ 体制の見直し
 - (ア) 効率的活動体制の整備と計画・評価機能の強化
 - (イ) 普及事業の広域化等に対応した機動的な活動の確保
 - (ウ) 普及職員の資質向上
 - (エ) 関係機関等との役割分担及び連携強化
- 5 国の役割の在り方

「新たな普及事業の展開方向について」

はじめに

林業普及指導事業（以下「普及事業」という。）は、昭和24年の制度発足以来、試験研究機関等と個々の森林所有者等との橋渡しという役割の下、試験研究や一般行政と並ぶ最も基本的な林政の推進手法として実施されてきており、これまで、林業生産の向上、林業後継者の育成等に大きな役割を果たしてきた。

森林・林業政策に関しては、平成11年5月に森林・林業・木材産業基本政策検討会が設置され、我が国の社会経済構造の方向、森林・林業政策についての国際的な潮流等の動向を踏まえつつ、検討すべき基本的な課題等について同年7月に取りまとめが行われたところである。また、平成11年2月に「今後の森林の新たな利用の方向」についての中央森林審議会答申が示されたところである。

このような情勢の下、普及事業についても今後の中長期的な森林・林業政策の基本的課題の検討方向や森林環境教育等の今後の森林の新たな利用の方向を踏まえ、また行財政改革、地方分権の推進の動向も念頭に置きつつ、効果的、効率的な事業を展開していくことが強く求められている。

本研究会は、平成10年6月に設置されて以来、普及事業全般について幅広く見直しを行い、今後の展開方向を明らかにすることを目的として、これまで6回にわたり会議を開催して鋭意検討を進めてきた。本報告書は、本研究会の検討結果について、最終とりまとめとして整理を行ったものである。

林野庁においては、この報告を参考にして、今後の普及事業の効率的な展開に努めることを要望するものである。

1 普及事業の基本的役割

(1) 普及事業の実施経緯

普及事業は、森林・林業に関する各種技術についての専門家集団である普及組織が、森林所有者等に直接接しつつ、研究開発成果等を地域の条件・特性に応じた実用的技術として移転を図ることによって、森林所有者等の自主的な林業技術等の向上を助長することを基本に実施されてきている。

(2) 普及事業への新たな期待

近年、担い手の減少・高齢化、採算性の低下等により林業生産活動が著しく停滞している一方で、森林に対する国民の要請は一層高度化・多様化が進みつつあることから、森林所有者に加えて、多様な担い手による森林整備を推進するとともに、森林・林業の理解者・支援者等を育成することが重要となっている。普及事業は、森林所有者等に直接接するという手法により効果的に林業経営の技術や経営能力の向上を図ることが可能であり、こうした林業経営の担い手に対する働きかけを行っていく上で、その活用を図っていくことが重要である。

また、地域における森林の管理・経営の体制づくりや山村地域の活性化を進めていく上で、森林所有者等の自主的な取り組みに対するソフト面からの支援を効果的に行うことが求められており、このような観点からも普及事業による取り組みが重要である。このため、今後とも、普及事業の効率的、効果的な運営によりその役割を十二分に発揮していくことが必要である。

2 普及事業をめぐる状況と見直しの必要性

(1) 森林・林業・木材産業についての基本的課題

木材の需要・価格の低迷が続き、林業・木材産業が停滞し、手入れの行き届かない森林が発生する中で、森林に対する国民の要請は、木材の生産、国土の保全、水資源のかん養はもとより、保健・文化・教育的利用、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等多様化・高度化しており、従来の林政では、今後、国民の要請に十分にこたえていくことが難しくなっている。

このため、森林・林業・木材産業政策の基本的考え方を、木材生産を主体としたものから、将来にわたり森林の多様な機能を持続的に発揮させていくための森林の管理・経営を重視したものに転換し、国民的コンセンサスを得ながら、循環型社会の構築に寄与するとの観点も踏まえ、基本的な対応のあり方についての検討課題等の取りまとめが行われたところである。

この場合、林業経営の担い手がこうした役割を果たせ得るような仕組みを構築するとともに、公益的機能の高い森林については、必要に応じ公的セクター等に

よる適切な管理・経営を進めることを検討することが必要となっている。

(2) 普及事業についての指摘

普及事業については、林政の最も基本的な推進手法の一つとして、これまで、森林所有者等の技術の向上、後継者の育成等に大きな役割を果たしてきたが、一方においては、事業効果の観点から、次のような指摘がある。

ア 成果が見えにくいこと

普及事業については、限られた体制の中にあつて、林政の課題の多様化に対応し、活動の領域が拡大し活動内容が多岐に亘っているために、その姿や具体的な成果が見えづらくなっている。

イ 画一的な指導方法の限界

森林所有者等の技術水準にばらつきがあることや経営手法の多様化が進む中で、これまでの個別技術についての地域を一括りにした画一的な指導を中心とした方法では、森林所有者等の様々な要請に応えた機動的な普及活動を行うことは困難となっている。

(3) 行財政改革の視点

さらに、行財政改革の視点からは、我が国経済社会情勢や国際情勢の変化等の中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況に直面していることから、経済構造の改革を進めつつ、財政構造を改革し財政の再建を果たすことが国家の喫緊の課題として掲げられている。

したがって、今後の普及事業の展開に当たっては、こうした財政の状況や地方分権の推進の流れを十分に踏まえた上で、各都道府県の自主性にも配慮した弾力的な事業運営等を前提としつつ、普及事業の全般的な見直しを行うことにより、一層の効果的、効率的な活動体制や活動方法への転換を図っていくことが求められている。

3 普及事業の展開の基本的方向

今後の普及事業の展開に当たっては、国民のニーズを踏まえ、木材生産機能を含め森林の多様な機能の持続的な発揮を図るための森林整備を推進するため、林業経営者である森林所有者等に加え、多様な林業の担い手等に対する重点的な働きかけを行うこと、また、普及事業がこれまで実施してきた事業内容の見直しを図り、一層の効果的・効率的な活動体制や活動方法への転換を図る必要がある。このため、次の3点を基本方向として事業を展開していく。

(1) 森林の管理・経営を担う林業者の育成

1970年に約2万人であった林業を主業とする林業経営者数(1ヘクタール

以上の所有規模)が1990年には約1万人へと半減するなど、林業経営に携わる者の数が大きく減少してきている。このような状況の中で、林業生産活動を継続させていくためには、意欲を持って林業経営を行う者についてその後継者を含め確保・育成を図っていくため、林業技術等の向上のための各種支援に加えて、関心者の林業経営への参画の促進を図ることが重要である。

ア 林業技術の向上等

多様なニーズに対応可能な技術レベルの向上を図り、森林・林業に携わる者としての意識と社会的位置付けの明確化を図るため、指導的な林業者等を指導林家等として認定し、各種研修の実施や活動の支援を重点的に実施する。また、その他の意欲を持って林業経営に取り組んでいる者に対しても、各種グループ活動等を通じた技術向上のための活動の支援を拡充する。

イ 情報提供・交換機能の充実

森林所有者等に対して、多角的経営やより環境保全を重視した林業経営の先進的事例等についての技術情報等をリアルタイムに提供、あるいは相互の情報交換が可能な普及情報システムの充実・整備を図る。これにより森林所有者等に対する総合的な情報提供・交換の体制の整備を図る。

ウ 林業経営への参画の促進

経営意欲の低い森林所有者が多く見受けられる一方で、非農家林家であるサラリーマンや退職者、山村へのIターン・Uターン者等で新規就業意欲のある者が存在することから、これらの者に対して林業技術の習得を促し、複合経営等多様な形態の林業経営への参画の促進を図ることが必要である。具体的には、男女共同参画及び高齢者福祉の推進の観点を踏まえつつ、林業労働力確保対策や林業金融対策等と連携を図り、林業経営希望者に対する林業経営参画セミナー等の実施や起業促進への支援、山村地域を支える女性・高齢者の活動を支援する対策を実施するほか、新規就業者等に対する巡回指導の強化等を図る。

(2) 多様な機能の発揮に向けた森林整備

普及事業としては、森林整備の推進のために必要な各種技術支援等を行うため、重点的な巡回指導や研修会の開催、情報提供・交換機能の充実等を行うことが重要である。

ア 技術支援

これまでの優良材生産等を目指した集約的林業経営に必要な各種技術等に加えて、多様な森林の産物やサービスに視点を当てた多角的な林業経営手法、景観や生物多様性等の環境保全の観点からの稀少野生生物の生息地等の取扱い技術、森林の教育的利用等を促進するための森林の取扱い技術、地域の森林整備

に関する方針の策定等における地域住民等の積極的な参画を得た合意形成の手法、木材の高度加工技術等新たな技術についての支援を行う。

イ 市町村等を通じた森林整備の推進

必要な施業が十分に行われていない森林で、公益的機能の発揮に支障を生じるおそれのある場合には、意欲ある林業経営者あるいは公的セクター等への経営・施業委託等がなされるように森林のカルテ作り等の工夫をこらした巡回指導、相談活動等を積極的に実施する。

(3) 国民等の理解と協力の体制づくりへの支援

普及事業としては、青少年等に対する森林・林業教育を効果的に行うことに加えて、森林・林業についての正しい理解を促進するための技術情報の提供等の普及啓発活動を一層活発化させることが必要である。

また、地域の主体的な森林整備の取り組みについての合意形成等、森林の多様な機能の持続的な発揮のために必要な多様な関係者の参加と協力を確保していく取組みに対して、積極的な支援を行っていくことが重要である。

ア 効果的な森林・林業教育の推進

文部省との連携を図りつつ、森林・林業教育についての重点的な取組みを推進することとし、普及職員による教職員等の指導者を対象とした研修を行うとともに、これによりこれら指導者を通じた森林・林業教育を効果的に展開させていく。また、森林環境教育の観点を踏まえつつ、小中学生等を対象としたカリキュラムの内容を、森林の多様な機能の持続的な発揮の考え方に対応した広範な内容に拡充していく。さらに、林業学科の高校生等を対象として、インターンシップの推進を図る。

イ 広範な普及活動のための拠点整備

森林に関心を有する多様な対象者、グループに対して、景観や生物多様性の保全等を含む多様な林業技術についての総合的な森林・林業教育の推進の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の拠点となる施設の整備を図る。

ウ コーディネーターとしての普及活動の展開

地域レベルの森林整備や林業経営の改善に関する課題についての多様な関係者の合意形成に当たって、流域森林・林業活性化協議会や市町村等が果たす役割を踏まえつつ、普及職員がコーディネータ等として各種支援を行う普及事業の展開を図る。

4 基本的方向に沿った見直しの具体的方策

(1) 取り組むべき課題及び対象者の重点化

ア 取り組むべき課題

普及事業の基本的な役割が技術の移転や情報の提供を通じた人づくりにあることを踏まえ、普及職員自らが人づくり等を企画・立案しつつ、林業経営体を支援するコーディネート機能を発揮して取り組むべき課題として、地域における森林の管理・経営のまとめ役となるリーダーの育成、 集団間伐等による森林整備の推進、 林業経営者とその後継者等の育成、 林業経営への参画の促進、 森林・林業教育の効果的な推進、及び 市町村等を通じた森林整備の促進があげられる。これらの課題については、地域ごとの必要性に応じて対象者の絞り込みを図りつつ重点的に取り組んでいくことが必要である。

イ 課題に対応した普及活動の対象者及び普及活動内容

(ア) 地域の森林の管理・経営のまとめ役となるリーダーの育成支援

a 対象者

地域、流域における森林の管理・経営のまとめ役となる資質を有する森林所有者を中心とし、必要に応じ、林業研究グループ、林業女性グループ、木材利用推進グループのリーダー等地域あるいは集団のまとめ役を対象とする。

b 取り組むべき普及活動の内容

これまでの普及事業においては、すでに一般化している基礎的技術等について普及職員自らが各々、個々の森林所有者等に対して直接的な働きかけを行ってきた。しかし、今後はこうした課題への取組については、普及事業の効率性、森林所有者等の合意形成による効果的な森林整備の推進といった観点から、流域森林・林業活性化協議会や市町村、協同農業普及事業等との連携の下に、地域のまとめ役を中心とした自主的な取り組みを助長していく方向に転換することが必要である。

これらの対応としては、地域のまとめ役となるリーダーが、それぞれの地域課題に対応した活動を行う際に必要となる高度かつ最新の林業技術についての個別指導、意見交換等を図るための交流セミナーの開催、コミュニケーション技術や合意形成手法の指導等についての濃密な指導を行う。

(イ) 林業経営者及びその後継者等の育成・支援

a 対象者

積極的に林業経営を営む者及びその後継者並びに新規就業者を含む林

業労働者のうち森林施業技術の習得に意欲を有する者等意欲を持って林業に関わる者を対象とする。

b 取り組むべき普及活動の内容

林業経営に意欲的な森林所有者等に対しては、より積極的な経営展開が図れるよう、その自主的な判断に必要な各種情報の提供等が必要である。このため、経営状況の分析診断と計画的な林業経営についての支援、景観や生物多様性の保全を重視した林業経営のための森林施業や生産性向上のための技術の確立・移転、情報の提供等の支援を行っていくことが必要である。また、意欲的に取り組む森林所有者等のより一層の意識の向上を図り、後継者の育成確保を図る観点から、指導的地位にある林業者等に対して一層の資質向上を図るための研修等の充実を図る必要がある。

(ウ) 林業経営への参画の促進

a 対象者

非農家林家であるサラリーマンや退職者、山村へのI・Uターン者等で意欲を持って新たに林業に関わろうとする者及び山村の女性・高齢者を対象とする。

b 取り組むべき普及活動の内容

林業経営への参画志向のある者について、参画促進のための各種森林経営セミナーの実施等を含む起業支援のための措置等を拡充することを検討する。また、林業事業体の新規就業者等に対する巡回指導を強化するなど、他の施策と連携を図りつつ林業経営への参画の促進措置の強化を図る。

(エ) 森林・林業教育の効果的な推進

a 対象者

教職員や森林ボランティアリーダー等の森林・林業教育の指導者、緑の少年団等の小中学生、林業学科の高校生等を対象とする。

b 取り組むべき普及活動の内容

地球環境保全の重要性や森林・林業についての一般国民の理解を醸成し、林業の担い手及び支援者を将来的に育成・確保する観点から、学校及び地域における森林・林業教育を充実させる。その際、その指導者として地域の先導的立場にある林業者、教職員等の積極的な活用を図るとともに、指導者に対する重点的な技術研修の充実及びマニュアルの整備等を図る。併せて、森林環境教育の観点を踏まえつつ、森林生態系の管

理手法等の森林・林業体験学習のカリキュラムとフィールドの充実を図る。また、林業学科の高校生等を対象として、林家での林業体験を行うインターンシップの推進を図ることにより、新卒者の林業への就業促進を図る。さらに、森林ボランティア等の各種グループについては、そのグループの関心事項に応じて、普及手法と内容を工夫し、森林・林業についての理解を促進し、地域の森林管理についての合意形成等に資する。

(オ) 市町村等を通じた森林整備の促進

a 対象者

市町村、森林組合等を対象とする。

b 取り組むべき普及活動の内容

必要な施業が十分に行われず、公益的機能が低下する恐れのある森林については、地域の森林整備において重要な役割を果たすこととなる市町村等との連携を図り、意欲ある林業経営者や森林組合等への施業委託による施業の集約化、あるいは特に公益的機能の高い森林については、緑資源公団や林業公社等の公的セクターへの経営・施業委託の実施等を促進することを支援する。

(2) 活動の高度化及び効率化のための方法・体制の見直し

取り組むべき課題や対象者の重点化に対応して、普及事業を効果的かつ効率的に実施することができるよう活動体制や活動方法について、次の視点から改善を図ることとする。

ア 方法の見直し

(ア) 個別指導等の拡充

従来、森林所有者等を対象とした普及指導の取り組みは、集団指導によるものが大勢を占めていた実態にあり、普及指導事業の一層効率的な展開を図るためには、地域密着型のよりきめ細かな手法を積極的に取り入れていくことが必要である。今後は特に指導的林家や森林・林業教育のまとめ役等についての普及指導に当たっては個別指導方式や少人数指導方式の拡充を図る。

(イ) 情報提供・交換機能の強化

最新の技術、先進事例等の迅速な開発・移転、及び環境に配慮した森林施業に関する技術等を求める森林所有者、木材の利用方法及び木材利用の推進方法等の知識を求める木材利用推進グループ等の多様なニーズへの的確に対応した普及活動を展開していくため、情報の提供・交換が迅速に行える体制を整備することが重要である。このため、全国を結ぶ普及情報ネットワークのデータベースの充実等による普及組織の情報の集積・提供・交換機能の充実

や県の普及組織と国及び県の試験研究機関とのインターネットを介した接続等、普及活動の情報面からの支援体制の充実を図っていく。また、普及組織と森林所有者等を結ぶ情報ネットワークの整備など、情報の効率的、効果的な伝達体制を整備することについても検討する。さらに、林業者を始め広く一般を対象として、インターネット方式により森林・林業・木材産業についての最新の話題、林業経営の先進的事例等の情報を提供する体制の整備を推進する。

(ウ) コーディネータとしての支援の推進

今後の普及活動の実施に当たっては、森林所有者等の個々の自由な経営を促進するため、森林所有者等の意志決定を前提としつつ、技術の移転や林業経営及び多様な森林整備を進める上での判断材料となる情報の提供、さらには川下に対する情報の提供等を総合的に行うことが重要である。このような支援型の活動に当たっては、現地に密着した活動を行っている普及職員の特性を活かし、森林・林業・木材産業に関する幅広い情報を整理し伝達する役割、地域の森林所有者等の声を行政機関等につないでいく役割、さらには、集団間伐の推進等地域課題に対応して地域の合意形成を支援していく役割など、コーディネーターとしての機能を発揮する。なお、効果的な普及活動を展開していく観点から、各種制度資金に加え、補助奨励事業及び税制特例等のPRを普及活動において十分活用を図る。

(エ) 新たな分野の要請に対応した活動の充実

従来、造林技術等といった森林の造成に関する技術に対する要請が高かったが、近年の森林資源の充実あるいは森林の持つ公益的機能の高度発揮への要請が高まる中で、今後、造成された人工林の持続的な管理技術、木材の加工、流通に関する情報、里山の新たな利用技術等に対する要請が高まっていくことに対応して、普及活動の重点分野の見直しを図る。また、森林所有者等の技術水準のばらつきや経営内容手法の多様化が進んでいる中で、このような多様な要請に機動的に対応できる普及事業とする。

このため、

- a 国等による基礎的・先導的研究の推進と情報提供・交換機能の充実及びその成果の積極的な普及
- b 県の試験研究機関による実用化研究の一層の推進及びその成果の積極的な普及
- c 普及組織による研究機関と連携した現場解決型の実証試験への積極的な取組

d 各種文献又は先進事例等の情報と経営条件因子による現地適用技術の組立

e 多様化した普及分野ごとの情報提供を核にした普及マニュアルの整備等により多様なニーズへの的確に対応する。

イ 体制の見直し

(ア) 効率的活動体制の整備と計画・評価機能の強化

限られた人材、組織の中で、これまで以上に効果的・効率的な普及事業を展開していく観点から、普及指導区ごとの特色を踏まえた重点取組課題を設定し、その課題に対応したチームの編成等普及組織内の効率的活動体制の整備を図ることが必要である。

また、とかくその成果が見えにくいといわれる普及事業について、事業の成果を客観的に評価し今後の活動へ反映していくため、外部評価制度の導入等計画・実行・評価・モニタリングを行う体制の整備について検討する。

(イ) 普及事業の広域化等に対応した機動的な活動の確保

近年、流域管理システムの推進など森林管理についての広域的な取り組みが進められる中で、普及活動の単位となる普及指導区についてもその区域の見直しについて検討する。なお、その際、その地域の実情に即した普及体制の整備を図るとともに、林業機械、林産、特用林産等の専門性の高い分野を担当する改良指導員の普及指導区を越えた活動の実施等、職員の配置の弾力化を図る。

また、普及指導区における課題に対応した普及活動の充実を図る観点から、指導区内に施業見本林等の現地指導施設を設置するほか、研修用の資機材の充実を図る。

(ウ) 普及職員の資質向上

普及活動の成果は普及職員の個々の資質によるところが大きい。限られた人員の中で、様々な課題に対応した効果的・効率的な普及活動を展開していくためには、普及職員の資質向上対策の充実を通じて、優れた人材を将来にわたって確保していくことが一層重要となっている。

このため、現場経験の少ない新任の林業改良指導員に対する実地研修の実施や中堅の林業改良指導員等に対する最新の林業技術や木材の加工・流通に関する技術についての再研修等を実施する。

また、普及職員の技術力の向上を図る観点からは、試験研究機関等との人事交流を一層推進していくことが重要である。さらに、専門技術員の専門項目について、新たな林政の展開に対応した環境分野の導入などの専門項目の

見直しと併せ、普及職員の資格試験の在り方についても、受験資格の緩和、試験内容、試験方法等に関する見直しについて検討する。

(エ) 関係機関等との役割分担及び連携強化

今後の普及活動の展開に当たっては、森林・林業の施策の推進に関わっている関係機関との役割分担を明確にしつつ、これらの関係機関における各種推進施策と積極的に連携した総合的な取り組みとしていくことが必要である。

a 試験研究機関との連携強化と専門技術員体制の充実

現場のニーズに対応した技術開発や技術移転等を迅速に進めていく観点から、普及事業と試験研究両組織の一層の連携を図っていく。このため、都道府県等の研究課題の設定については、普及、試験研究両組織における目標の共有化を図るとともに、林業機械や林産、特用林産など特に専門性の高い分野の専門技術員については、試験場に配置するなど一層の連携強化を図る。

また、専門技術員については、組織上の制約等からすべての専門項目について配置することは困難であるが、各都道府県の重点的取り組み課題に応じた専門技術員の重点的な配置による体制の充実を図っていく。

b 市町村との連携強化

森林法の改正による森林整備に係わる市町村の役割強化を踏まえ、多様なニーズに対応した適切な森林整備を推進するため、例えば、

地域のニーズに応じた森林整備に対するきめ細かな取組みを市町村森林整備計画に反映させるための指導助言

森林施業計画の作成に必要な森林所有者の合意形成を図るための市町村に対する指導助言

森林所有者に対する技術指導に当たっての市町村との連携等により、市町村が行う森林所有者等に対する指導や森林・林業に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村との連携及び市町村に対する支援の一層の充実を図る。

c 流域森林・林業活性化センターへの積極的な参画

流域における森林・林業の活性化を図る観点から設置されているセンターの目的達成を図るため、普及事業としても流域森林・林業活性化センターの活動等に積極的に関与し、支援するとともに、技術的見地からの助言等を積極的に行っていくなど連携強化を図る。

d 森林組合の指導事業との役割分担とこれに対する支援

既に確立された技術による森林整備や林業生産活動における協業化・共同化については、森林組合の指導事業が一義的に担うべき役割とした上で、その役割が一層発揮できるよう、林業改良指導員と森林組合の指導担当者との連携強化方策や普及組織と森林組合とを結ぶ情報ネットワークの整備等を推進する。

e 林業労働力確保支援センターとの連携強化

新規就業者の確保育成及びその定着を図る観点から、都会等から新規に参入してきた者への研修に普及事業としても積極的に取り組むとともに、定着支援のための巡回指導の重点的な実施、連絡協議会への参画など連携を密にする。

f 普及協力員制度の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための森林の管理・経営の推進に当たっては、既に確立された技術、知識等を有する民間の専門家を積極的に活用することが、普及活動の効果的、効率的な運営を行う上でも重要である。このため、従来からの普及協力員制度を拡充し、より一層の民間専門家の活用を推進する。

g 農業等関係普及組織との連携の強化

農山村地域の総合的な振興、活性化を図る観点から、農業普及組織との連携による農林業一体となった複合経営の育成指導等関係普及組織等との連携に努める。

5 国の役割の在り方

我が国の普及事業は、一定の技術水準を全国的に維持しつつ事業を安定的に行うため、国と都道府県を通じた一貫した方針の下で、国と都道府県との協同事業として実施されている。これに必要な経費については、国が都道府県に対し、基礎的な経費として林業普及指導事業交付金を交付するほか、普及事業の高度化等を図る観点から、併せて補助金を交付している。

今後の普及事業の展開に当たっては、厳しい財政状況等を踏まえつつ、その使命を的確に果たしていくことが求められることから、普及事業の安定した事業運営を確保しつつ、課題・対象者の重点化と活動の高度化・効率化に対応した事業展開が誘導されるよう、基礎的な経費を負担する交付金と政策性の高い補助金を組み合わせた効率的な予算措置を講じることを基本として、普及活動の方法や体制の見直しについて検討する必要がある。